

新潟市湿地プロジェクト補助金募集要領（手引き）

【令和8年度 前期】

ラムサール条約の理念に基づき、里潟の保全・再生、利活用、交流・学習など湿地におけるさまざまな市民活動を支援し、その活動成果を広く情報発信してもらうことで、ラムサール条約の湿地都市認証を受けた新潟市を市内外に広くPRし、「国際湿地都市 NIIGATA」の確立を目指します。

1. 募集事業の概要

たとえば、こんなことができます。下記の例に限らず、さまざまな提案をしてください。

なお、当補助金を利用する以前から継続実施している事業の場合、この補助金の活用によって活動内容の一部に追加や変更がある事業を補助対象とします。ただし、「湿地の保全・再生」に資する活動の場合はこの限りではありません。

2. 湿地の利活用（ワイズユース）

- ・水辺での地域イベント
- ・水上でのアクティビティ体験会
- ・水辺のウォーキングイベント
- ・生態系被害防止外来種の試食会
- ・刈ったヨシ等の有効活用

3. 湿地の交流・学習

- ・勉強会の開催
- ・調査・研究とその発表
- ・生き物観察会
- ・本・冊子の作成

1. 湿地の保全・再生

- ・ゴミひろいなどの環境美化活動
- ・草刈り／ヨシ刈り、ドロさらい
- ・ホタルやトンボの生息環境づくり
- ・生態系被害防止外来種※の駆除
（※ウシガエル、アメリカザリガニ等）

●活動成果の情報発信

実施した1～3の活動について、広く情報発信※をしてください。
（※「5.手続き・活動の流れ」参照）

2. 補助対象となる活動および団体

新潟市内の^{※1}湿地において^{※2}活動を行う^{※3}団体とします。

※1 湿地とは	・ラムサール条約で定義する湿地を指します。潟などの湖沼のほか、河川や水田なども含まれます。（右図）
※2 活動とは	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地において「保全・再生」、「利活用」又は「交流・学習」に資する活動を行い、その活動成果を情報発信するものを指します。 ・以下の活動は、対象となりません。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 営利を主たる目的とする活動 2) 集客イベントで、特定の者だけを参加対象とするもの ・この補助金を利用する前から継続実施している活動の場合、補助金によって活動内容に追加や変更があるものが対象となります。
※3 団体とは	<ul style="list-style-type: none"> ・営利、非営利を問いません。 ・個人の場合は5人以上のグループとします。



ラムサール条約
ロゴマーク

～ 湿地の例 ～



干潟・海域(水深6m以内)

(出展：環境省パンフレット「ラムサール条約」)

3. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費（税抜き）に以下の補助率をかけて算出した金額となります。

市の予算の都合や申請内容の審査により、事業内容の見直しをお願いする場合、または交付されない場合があります。

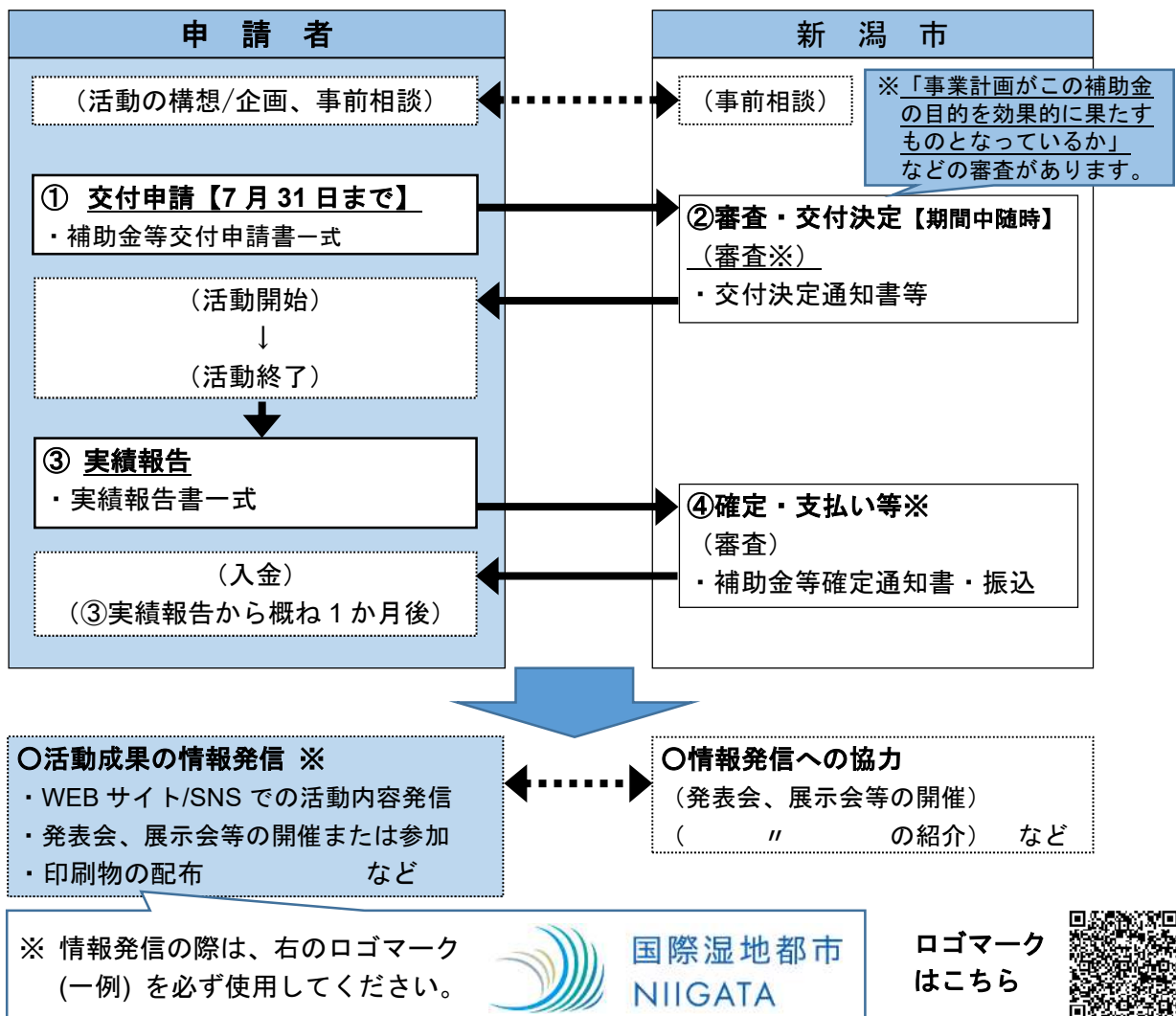
補助限度額	補助率
50万円	1/2
(※ ただし、初めて利用する団体の場合、事業費 25 万円以内の部分について 1/1)	

※ 初めて利用する団体の計算例
 事業費 25 万円(税抜き)の場合：補助金 25 万円
 事業費 40 万円(税抜き)の場合：補助金 32 万 5 千円 {25 万円 × 1/1 + (40 万円 - 25 万円) × 1/2}

4. 申請受付期間 【令和 8 年度前期】

申請受付期間	令和 8 年 4 月 1 日(水) から 令和 8 年 7 月 31 日まで※ (※ 受付期間中であっても、前期予算上限に達した場合は、その時点で募集を締め切ります。) (※ 締切日以降でも予算の状況により受け付ける場合がありますので、お問い合わせください。)
今回募集事業 (実施期間)	令和 8 年 9 月 30 日(水)までに活動に着手するもの※ (※ 経費が発生する準備の開始のこと。活動期間自体は 10 月 1 日以降でも問題ありません。)

5. 手続き・活動の流れ



6. お問い合わせ・提出先

新潟市環境部環境政策課
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
 ☎ (直通) 025-226-1359
 E-mail kansei@city.niigata.lg.jp

詳細は
こちら

